明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・経済産業省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（農林水産・経済産業五）　一
○商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（経済産業五一）　四
〔告　示〕
○商品先物取引法施行規則第三十八条第十三項及び第九十九条第一項各号の規定に基づき、商品先物取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（農林水産・経済産業三）　五〇
○商品先物取引法施行令第四十一条第八号の規定に基づき、委託者保護基金による支払の対象から除かれる者を指定する件（同四）　五三
○商品先物取引法第三百二十条第一号及び第二号の規定に基づき、委託者保護基金が保有できる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件（同五）　五三
〔公　告〕
諸事項　五三
裁判所
破産関係　五三

省令

○農林水産省・経済産業省令第五号

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十四号）及び商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十二年政令第百九十六号）の施行に伴い、並びに商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律附則第十九条第五項及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・経済産業省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

平成二十二年十月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　大畠　章宏

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・経済産業省関係省令の整備及び経過措置に関する省令

目次

第一章　関係省令の整備（第一条―第四条）
第二章　経過措置（第五条）
附則

第一章　関係省令の整備

（商品取引所法施行規則の一部改正）

第一条　商品取引所法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

商品先物取引法施行規則

第一条の四を第一条の十三とし、第一条の三を第一条の十二とし、第一条の二を第一条の十一とし、第一条第一項中「商品取引所法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の九とし、同条の前に次の八条を加える。

（店頭商品デリバティブ取引について高度の能力を有する者等）

第一条　商品先物取引法（以下「法」という。）第二条第十五項の主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　商品先物取引業者

二　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する商品投資顧問業者

三　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家（次号及び第五号に掲げる者並びに金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十条第一項第二十五号に掲げる者を除く。）

四　金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。第一条の六第五号を除き、以下同じ。）

五　金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関

六　外国の法令上前各号に掲げる者に相当する者

七　外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人で資本金の額が十億円相当以上の者（資本金の額を本邦通貨に換算する場合には、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場によるものとする。）